役員（理事・監事）名簿

学校法人　緑ケ岡学園
令和６年５月３１日現在

区　分	名　　前	任　　期
１号理事	杉　本　龍　紀	令和６年５月３１日～令和８年５月３０日
〃	馬　場　保　孝	令和６年５月３１日～令和８年５月３０日
２号理事	中　井　康　晴	令和６年５月３１日～令和８年５月３０日
〃	菊　地　　靖	令和６年５月３１日～令和８年５月３０日
３号理事（学外）	中　島　太　郎	令和６年５月３１日～令和８年５月３０日
〃　　（学外）	花　井　紀　明	令和６年５月３１日～令和８年５月３０日
〃　　（学外）	菊　地　靖　則	令和６年５月３１日～令和８年５月３０日
監　　事	北　山　幸　徳	令和６年５月３１日～令和８年５月３０日
〃	林　　正　昭	令和６年５月３１日～令和８年５月３０日

※学校法人緑ケ岡学園寄付行為（抜粋）

（役員）

第５条　この法人に、次の役員を置く。

１　理　　事　７人以上、１０人以内

２　監　　事　２人

２　理事のうち１人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

３　理事（理事長を除く）のうち１人を常務理事とし、理事総数の過半数により選任する。常務理事を解任するときも、同様とする。

（理事の選任）

第６条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

１　釧路短期大学長及び武修館高等学校長

２　評議員のうちから評議員会において選任した者

３　学識経験者のうち理事会において選任した者

２　前項第１号及び第２号に規定する理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

第７条　監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは３親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員の任期）

第８条　役員（第６条第１項第１号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　役員は、再任されることができる。

3　役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。